

市民の声

(令和2年度広聴年報)

岡山市市長公室
広報広聴課

目 次

1 広聴事業の概要	P 1
2 市民の声	
(1) 広報広聴課で受付した要望等	P 3
(2) 担当課で受付した文書による要望等	P 5
(3) 区役所で受付した文書による要望	P 7
3 市長と大盛トーク	P 8
4 パブリックコメント	P 9
5 区民相談	P 11
6 法律相談	P 12
7 参考資料	
・岡山市広聴主任者設置規則	P 13
・岡山市パブリックコメント手続実施要綱	P 15

1 広聴事業の概要

(1) 事業内容

本市では、市民の声（市民の意見や提案等）を市政運営に生かしていくため、次のような広聴業務と相談業務を実施している。

広聴業務

- 個別広聴：市民の声（文書、電子メール、電話、面談等）
- 集会広聴：市長と大盛トーク
- 課題広聴：パブリックコメント
- 市民意識調査：2年に1回実施（政策局 政策企画課 統計調査室担当）
- アンケート：各課で実施

相談業務

- 区民相談
- 法律相談

(2) 広聴機構の沿革

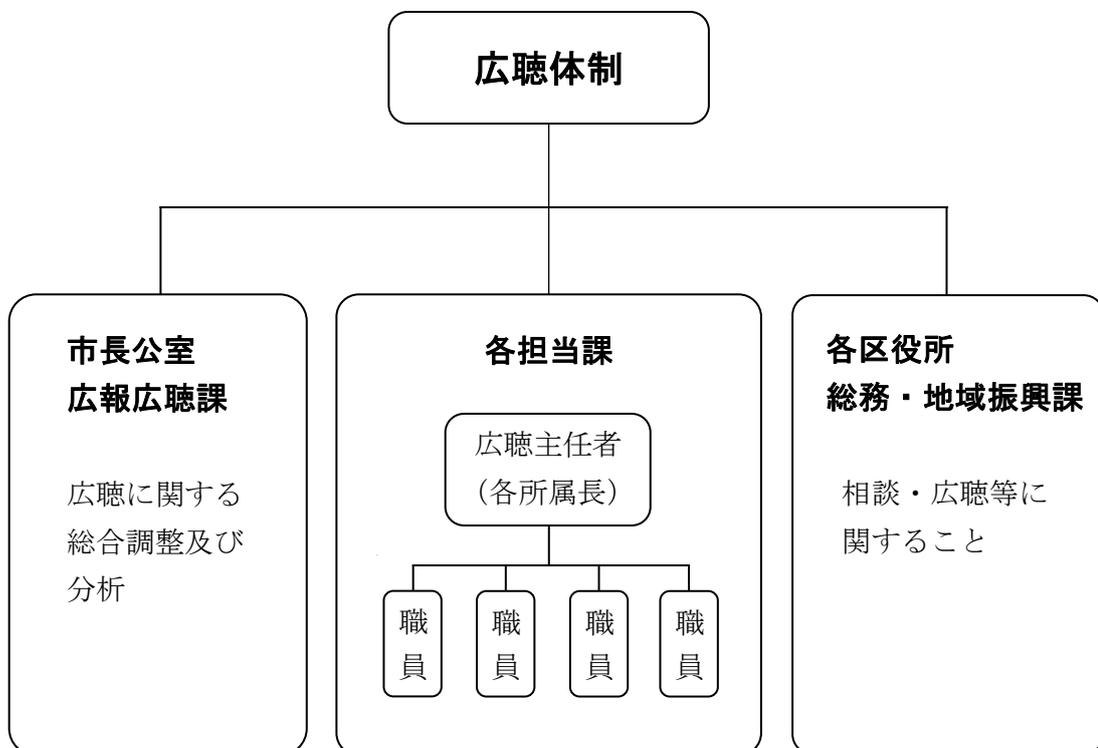
昭和34年12月28日	総務部 市民課 市民相談係
昭和38年8月5日	総務部 秘書課 広聴係
昭和40年9月15日	秘書課 広聴係
昭和41年5月1日	市長公室 秘書課 広聴係
昭和42年7月15日	市民室 市民相談課
昭和44年7月15日	市長公室 市民相談課
昭和60年4月1日	市長公室 自治振興課
平成4年4月1日	市長公室 広報広聴課 広聴係
平成9年4月1日	市長公室 秘書広報課 広聴係
平成13年4月1日	市民局 市民協働部 協働のまちづくり課 市民の声室
平成18年4月1日	市民局 市民みんなの相談室
平成21年4月1日	安全・安心ネットワーク推進室 政令市移行に伴い、各区役所総務・地域振興課に区民相談窓口を設置。
平成27年4月1日	市長公室 広報広聴課

(3) 体制

広聴業務を日常的に行うのは一人ひとりの職員であり、広聴担当部署だけではなく、それぞれが担当する業務の中で職員一人ひとりが市民の声を真摯に聴き、市政に反映していくものであるという意識を持つことが重要である。

各所属には、市民の要望、意見、苦情、相談等に速やかに対応し、市民サービスの向上を図るとともに、市民のニーズを把握して本市の施策及び本市における業務改善に反映させるため、広聴主任者（各所属長）を置くこととしている（「岡山市広聴主任者設置規則」P13 参照）。

広聴主任者は、所属職員を指揮して広聴事務にあたり、市民の市政に対する理解と信頼の確保に努める任務がある。



2 市民の声



(1) 広報広聴課で受付した要望等

広報広聴課では、文書、電子メール、電話、面談等で受付した市民の声を関係課へ伝え、必要なものについては対応(回答)を依頼している。

受付件数

(単位：件)

受付方法 種類	文 書	電子メール	電 話	面 談	F A X 等	計
陳 情 ※1 要 望	49	1,385	186	4	7	1,631
意 見	42	146	99	7	6	300
苦 情	8	111	197	9	4	329
その他 ※2	3	367	86	16	12	484
計	102	2,009	568	36	29	2,744

施策別件数 ※3

(単位：件)

受付方法 種類	文 書	電子メール	電 話	面 談	F A X 等	計
陳 情 ※1 要 望	507	2,462	250	5	8	3,232
意 見	85	197	135	12	14	443
苦 情	12	151	252	14	4	433
その他 ※2	8	425	99	17	15	564
計	612	3,235	736	48	41	4,672

年度別

(単位：件)

内容	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症に関する申出が多く、例年より件数が増加している。
受 付 件 数		793	1,108	2,744	
施 策 別 件 数 ※3		1,434	1,914	4,672	

※1「陳情」は、市長もしくは副市長に直接要望書を手渡したもの。

※2「その他」は、単なる問合せ、資料請求、申請、相談等のこと。

※3 申出内容が複数課に関係する場合、関係課の数を「施策別件数」としてカウントしている。

関係課の局・室等

(単位：件)

関係課の局・室・区役所	施策別件数	主な内容
危機管理室	38	災害対策、避難所、ハザードマップ
市長公室	303	新型コロナウイルス関係（記者会見、情報発信）、広報紙、ホームページ
政策局	24	デジタル化、国勢調査
総務局	145	新型コロナウイルス関係（職員、感染対策）、新庁舎整備、マイナンバーカード、職員対応
財政局	114	新型コロナウイルス関係（感染対策、税の減免）、職員対応、市税の納付、ふるさと納税
市民生活局	115	新型コロナウイルス関係（市有施設、感染対策、おかやまマラソン等イベント）、交通安全、運転マナー、市有施設、マイナンバーカード、職員対応
市民協働局	69	新型コロナウイルス関係（町内会）、町内会、姉妹都市、移住・定住
北区役所	143	新型コロナウイルス関係（市有施設、感染対策、イベント）、道路等の補修、職員対応、用水路、放置自転車
中区役所	35	新型コロナウイルス関係（感染対策）、道路等の補修、用水路、職員対応
東区役所	31	新型コロナウイルス関係（イベント、感染対策）、道路等の補修、用水路、職員対応
南区役所	43	新型コロナウイルス関係（市有施設、感染対策）、道路等の補修、用水路、職員対応
保健福祉局	912	新型コロナウイルス関係（感染対策、情報発信、市有施設、学校、イベント、医療従事者等支援、特別定額給付金、市民への支援、緊急事態宣言、PCR検査、スイッチ岡山）、職員対応、野良犬、生活保護、予防接種、喫煙
岡山っ子育成局	302	新型コロナウイルス関係（成人式の開催、新生児子育て応援金、放課後児童クラブ、保育士等支援、子育て世代支援、ひとり親家庭支援、感染対策、給付金、保育園・幼稚園）、待機児童、私立幼稚園のエアコン設置、職員対応
環境局	143	新型コロナウイルス関係（市有施設、感染対策）、家庭ごみ、野焼き、喫煙、職員対応
産業観光局	178	新型コロナウイルス関係（事業者支援、感染対策、スマホ決済還元事業、GoToキャンペーン、用水清掃、市有施設、桃太郎祭等イベント）、野焼き、岡山城、職員対応
都市整備局	189	新型コロナウイルス関係（市有施設、感染対策、イベント、公共交通）、公園、路面電車乗り入れ、職員対応、公共交通、市営住宅、道路整備等
下水道河川局	20	新型コロナウイルス関係（下水道料金減免）、土のう、職員対応
会計管理室	2	金融機関の手数料値上げ
消防局	9	新型コロナウイルス関係（感染対策）、消防カード
水道局	17	新型コロナウイルス関係（水道料減免）
市場事業部	2	新型コロナウイルス関係（感染対策）
教育委員会事務局	1,588	新型コロナウイルス関係（休校要望、職員、市有施設、オンライン授業、部活動、感染対策、修学旅行等イベント）、施設整備、公民館・図書館の利用
選挙管理委員会事務局	6	岡山県知事選挙
人事委員会事務局	1	障害者雇用
農業委員会事務局	4	農地
議会事務局	4	議会だより
その他（岡山県等）	235	新型コロナウイルス関係（休業要請）
計	4,672	

(2) 担当課で受付した文書による要望等

(単位：件)

担当課の 局・室・区役所	受付 件数	主な内容
危機管理室	0	—
市長公室	—	市長公室(広報広聴課)で受付した文書等については、P 4に掲載。
政策局	3	<ul style="list-style-type: none"> 岡山市犬島の通信環境改善 包括外部監査人への税理士選任
総務局	0	—
財政局	5	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に関する自動販売機に係わる陳情 入札・契約制度改正 他
市民生活局	6	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の提供 町内会の立場 新斎場 自転車条例
市民協働局	3	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティハウスとしての旧伊島保育園活用 新型コロナウイルスの影響による NPO 及び多様な市民活動の存続危機に対する支援 町内会長名義の変更
北区役所	—	区役所で受付した文書による要望については、P 7に掲載。
中区役所	—	
東区役所	—	
南区役所	—	
保健福祉局	14	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員解任 国民健康保険料の引き下げ 子どもの医療費無料化拡大 休日夜間急患診療所の整備・充実 烏城公園等清掃業務 新型コロナウイルス関係(経営不安等) 「遠隔手話通訳サービス」導入 盲ろう者支援事業 遠隔手話通訳用のフリーソフト問題 森永ひ素ミルク中毒被害者の保健・福祉等に関する行政協力
岡山っ子育成局	6	<ul style="list-style-type: none"> 桃丘幼稚園の認定こども園移管 清輝児童センター遊戯室のクーラー設置 放課後児童クラブの運営見直し 私立認可保育園・認定こども園の保育事業への財政支援強化等 私立保育園・私立幼稚園等の慰労金支給
環境局	3	<ul style="list-style-type: none"> 足守・大井・栗井地区太陽光発電所設置計画 一般家庭ごみの委託業者のごみの収集運搬業務 町内会要望事項



(単位：件)

担当課の 局・室・区役所	受付 件数	主な内容
産業観光局	12	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症関係（事業者支援、「おかやま飲食店イートイン安全ガイドライン」の発行、消費喚起） ・三頂山山頂近くの休憩舎の改修 ・イノシシを焼却処分する際の一時保管場所としての保冷库の設置
都市整備局	13	<ul style="list-style-type: none"> ・絵図町地区 地区計画 ・路面電車乗り入れに伴うバスパス改修 ・タクシー事業への支援要望 ・岡山創造劇場前停留場の新設 ・路面電車延伸 ・ももちやり ・上道駅のバリアフリー化 ・街路樹の剪定 ・道路等の整備 ・用地測量業務の条件設定
下水道河川局	6	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に対する苦情 ・下水道新設要望 他
会計管理室	0	—
消防局	0	—
水道局	0	—
市場事業部	4	<ul style="list-style-type: none"> ・市場使用料の減免
教育委員会事務局	30	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間中学校（中学校夜間学級） ・不登校支援・特別支援教育 ・医療的ケアについて ・新型コロナウイルス感染症関係（学校再開、感染対策、給食費等） ・インターネットを利用した授業 ・教科書採択 ・岡山市空襲展示室 ・戦争・戦災遺跡のマップ作成 ・学校給食 ・山南学区にできる義務教育学校の校名 ・図書館（設備、図書の所蔵・予約、利用者マナー、職員対応等）
選挙管理委員会事務局	0	—
人事委員会事務局	0	—
監査事務局	0	—
農業委員会事務局	0	—
計	105	



(3) 区役所で受付した文書による要望

(単位：件)

区役所	課名	要望件数 ※
北区役所	総務・地域振興課	0
	市民保険年金課	0
	農林水産振興課	95
	地域整備課	238
	土木農林分室	476
	御津支所	411
	建部支所	148
	計	1,368
中区役所	総務・地域振興課	0
	市民保険年金課	0
	農林水産振興課	73
	地域整備課	202
	計	275
東区役所	総務・地域振興課	0
	市民保険年金課	0
	農林水産振興課	151
	地域整備課	277
	瀬戸支所	79
	計	507
南区役所	総務・地域振興課	1
	市民保険年金課	0
	農林水産振興課	96
	地域整備課	288
	灘崎支所	97
	計	482
合計		2,632

※要望書の要望件数ごとにカウントしている。

1文書の中に複数の要望があれば、複数カウントしている。

3 市長と大盛トーク



目的

市長と市民の方々が膝を交えて語り合いながら、地域づくりなどについて意見交換を行う。
市長が市民の方々と直接意見交換を行うことにより、市民の方々に市政をより身近に感じていただくとともに、市政に関する様々な「市民の声」を聴いて、市政運営の参考とするため、平成 25 年度から以下の方法で実施している。

方法

主に平成 25 年度～平成 28 年度

- ・「地域振興」をテーマに、2 中学校区単位で、地域ごとに開催した。参加者は、地域の公職にある方及び公募の方。
- ・市の重点施策等からテーマを決め、開催した。

平成 29 年度～

- ・主に市政の重点課題・施策について、分野や業種、テーマを選定し開催している。

開催状況

年度 項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	5 回	2 回	4 回	3 回	— ※
参加延人数	64 名	21 名	24 名	25 名	— ※

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止した。

4 パブリックコメント

パブリックコメントは市民参加の代表的な手続で、行政機関が一定の政策などを策定しようとするときに、政策などの趣旨、目的、内容などを広く市民に公表し、これに対する市民からの意見の提出を受け、市民から提出された意見とこれに対する行政機関の考え方を公表するものである。

広く市民などの市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として実施している（「岡山市パブリックコメント手続実施要項」 P15 参照）。

実施件数

(単位：件)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施件数	23	19	15	13	17

令和 2 年度の実施結果

番号	件 名	意見提出者数 (人)	意見の件数 (件)	原案の修正 (件)	担当課
1	社会保障・税番号制度導入に係る特定個人情報保護評価（国民健康保険事務）	0	0	0	国保年金課
2	岡山市地域公共交通網形成計画（案）	30	64	0	交通政策課
3	岡山市立地適正化計画（原案）	24	83	0	都市計画課
4	岡山市屋外広告物条例の一部改正（案）	4	8	0	都市計画課
5	岡山市第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）	2	5	1	地域包括ケア推進課
6	地域共生社会推進計画（地域福祉計画）改訂版(素案)	2	4	0	保健福祉企画総務課
7	人権教育及び人権啓発に関する基本計画（素案）	11	13	1	人権推進課

4 パブリックコメント



番号	件名	意見提出者数 (人)	意見の件数 (件)	原案の修正 (件)	担当課
8	岡山市障害者プラン及び第6期岡山市障害福祉計画・第2期岡山市障害児福祉計画(素案)	3	30	6	障害福祉課
9	岡山市農林水産振興アクションプラン(素案)	0	0	0	農林水産課
10	第2次岡山市環境基本計画(素案)及び岡山市地球温暖化対策実行計画(素案)	6	13	0	環境保全課
11	岡山市第六次総合計画の後期中期計画(素案)	14	71	10	政策企画課
12	第2次岡山市協働推進計画(素案)	2	5	0	市民協働企画総務課
13	第2期岡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)	6	15	5	政策企画課
14	岡山市産業振興アクションプラン(素案)	3	11	0	産業政策課
15	岡山市観光振興アクションプラン(素案)	1	7	0	プロモーション・MICE推進課
16	令和3年度岡山市食品衛生監視指導計画(案)	0	0	0	保健管理課
17	岡山市新庁舎基本設計(素案)	13	43	0	新庁舎整備課
計		121	372	23	
平均値		7.11	21.88	1.35	

5 区民相談



各区役所に設置した区民相談室では、相談員が電話や窓口で、市政全般にわたる行政相談や市民の日常生活における困りごとに関する相談を受け、問題の早期解決を図るための教示・助言、あるいは担当課の紹介などを行っている。

相談件数

(単位：件)

内容	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相 続		157	143	110	58	63
離 婚		38	36	30	19	12
借地・借家		47	41	33	11	19
不 動 産		49	50	52	25	29
相 隣 関 係		187	114	134	51	106
金 銭 貸 借		24	29	17	16	14
家 庭 生 活		223	225	176	51	40
そ の 他		585	753	1,008	998	966
案 内 ※		270	96	71	50	48
計		1,580	1,487	1,631	1,279	1,297

令和 2 年度の相談件数

(単位：件)

内容	区役所	令和 2 年度			
		北 区 役 所 区 民 相 談 室	中 区 役 所 区 民 相 談 室	東 区 役 所 区 民 相 談 室	南 区 役 所 区 民 相 談 室
相 続		44	4	1	14
離 婚		5	2	1	4
借地・借家		14	0	2	3
不 動 産		13	9	2	5
相 隣 関 係		47	15	4	40
金 銭 貸 借		5	4	3	2
家 庭 生 活		14	8	3	15
そ の 他		440	348	95	83
案 内 ※		36	12	0	0
計		618	402	111	166
合計		1,297			

※「案内」とは、岡山市の担当課を紹介したもの、または岡山市以外の他の相談機関を案内したもの。

6 法律相談



市民の日常生活における法律問題や民間の争いなどの相談について、岡山弁護士会派遣の弁護士が、専門的立場からその解決のための助言を行っている。

- 対象者** 岡山市に在住で、2年以内に利用のない方（令和3年度より1年以内に変更）
ただし、法人の相談は対象外
1日あたりの相談枠：12枠
- 実施日時** 毎週水・木曜日の午後1時から4時まで
ただし、祝日、年末年始、盆の時期等は実施せず、また祝日等により実施曜日を変更する場合あり。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令期間中、実施を中止または電話相談に変更した。
- 実施場所** さんかく岡山（岡山市男女共同参画社会推進センター）
岡山市北区表町三丁目14番1号 アークスクエア表町ビル2階
- 予約方法** 各週の水曜日の午前9時から予約を受付
ただし、祝日等により予約開始日を変更する場合あり。
予約先：086-803-1000（市役所代表電話）

相談件数

（単位：件）

年度 順位	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
第1位	相続	201	相続	213	相続	215	相続	211	相続	173
第2位	離婚問題	187	離婚問題	196	離婚問題	173	離婚問題	164	離婚問題	132
第3位	家庭生活	115	金銭貸借	146	金銭貸借	127	不動産	92	不動産	87
第4位	金銭貸借	95	不動産	84	借地・借家	79	金銭貸借	90	金銭貸借	62
第5位	不動産	86	家庭生活	81	不動産	75	家庭生活	86	相隣関係	51
その他		353		274		318		307		354
計		1,037		994		987		950		859

○岡山市広聴主任者設置規則

昭和63年11月19日

市規則第93号

改正 平成4年10月28日市規則第63号

平成8年3月29日市規則第47号

平成10年4月1日市規則第62号

平成11年6月4日市規則第133号

平成13年5月31日市規則第155号

平成18年6月8日市規則第169号

平成21年3月27日市規則第87号

平成27年3月24日市規則第63号

平成28年8月23日市規則第195号

岡山市公聴主任者設置規則(昭和43年市規則第46号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 市民の要望，意見，苦情，相談等（以下「要望等」という。）に速やかに対応し，市民サービスの向上を図るとともに，市民のニーズを把握して本市の施策及び本市における業務改善に反映させるため，広聴主任者を置く。

(広聴主任者)

第2条 広聴主任者は，課(これに相当する組織を含む。以下同じ。)の長をもつて充てる。

(任務)

第3条 広聴主任者は，要望等に速やかに対応するため，所属職員を指揮して広聴任務に当たり，市民の市政に対する理解及び信頼の確保に努めなければならない。

2 広聴主任者は，広報広聴課から送付を受けた要望等について，対応処理し，その結果を広報広聴課長宛てに速やかに報告しなければならない。

3 広聴主任者は，広報広聴課から要請のあつた場合には直接又は課員を指名して要望等に対応するものとし，必要がある場合には現場視察に同行し，又は課員を指名し同行させなければならない。

4 局主管課及び市長事務部局以外の庶務担当課の広聴主任者は，広報広聴課から要請のあつた場合には局室内の広聴主任者の連絡調整を行わなければならない。

(処理の方法)

第4条 広聴主任者は，次に掲げるところにより要望等処理するものとする。

(1) 文書による要望等については，原則として文書により回答すること。

(2) 文書によらない要望等については，口頭その他適当と認められる方法により回答すること。

(2) 文書によらない要望等については、口頭その他適当と認められる方法により回答すること。

2 広聴主任者は、次に掲げる場合は、要望等への回答を行わないことができる。

(1) 要望等の申出を行つた者（以下「申出人」という。）が回答を求めていると認められる場合

(2) 申出人の連絡先が不明である場合

(3) 要望等の内容の趣旨が不明で回答できないものである場合

(4) 同じ申出人から同趣旨の要望等が複数回行われ、以後回答しない旨を伝えたにもかかわらず、同趣旨の要望等が行われた場合

(5) 要望等の申出が明らかに市の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合

(6) 申出人が他の者と共同で要望等の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に要望等への回答をしたとき。

（会議）

第5条 広報広聴課長は、必要があると認める場合には広聴主任者会議を招集することができる。この場合において、広聴主任者会議は、議事に関係ある者のみをもつて開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年市規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年市規則第47号)抄

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年市規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年市規則第133号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年市規則第155号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市規則第169号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市規則第87号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年市規則第63号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年市規則第195号)

この規則は、交付の日から施行する。

○岡山市パブリックコメント手続実施要綱

平成22年1月18日

市告示第41号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めることにより、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長又はその補助機関であつて法令等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に住所を有する者のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 法令等 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、岡山県の条例、岡山県の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。)、市の条例及び市の規則をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の立案に係る意思決定を行うに当たっては、次条から第7条までに規定するところにより、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市行政の基本的な方針若しくは計画又は個別行政分野における基本的な方針若しくは計画
- (2) 次に掲げる条例又は法律若しくは次に掲げる条例に基づく規則
 - ア 市の基本的な制度を定めることを内容とするもの
 - イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限するもの(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するものを除く。)
- (3) 法令等に基づく申請(行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに限る。以下同じ。)により求められた許認可等(行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)をやるかどうかをその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準

- (4) 不利益処分(行政庁が法令等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。)をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準
- ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令等において必要とされている手続としての処分
- イ 許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
- ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (5) 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導(実施機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。)をしようとする場合において、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。
- (2) 実質的に裁量の余地がないと認められるとき。
- (3) 法律又は法律に基づく命令の規定により、附属機関の議を経て定めることとされている政策等を定めようとするとき。
- (4) 法令等により公聴会その他の意見聴取手続が定められているとき。
- (5) 附属機関において、パブリックコメント手続に類する手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の立案に係る意思決定を行うとき。
- (6) 他の実施機関において、パブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
- (7) 前項第3号から第5号までに掲げる政策等のうち、法令等の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものを定めようとするとき。
- (政策等の案の公表等)
- 第4条 実施機関は、政策等の立案に係る意思決定を行おうとするときは、あらかじめ、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 当該政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 当該政策等の案の概要
- (3) その他実施機関において市民等が当該政策等の案を理解するために必要と認める事項
(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を、行政資料室及び各区役所(北区役所を除く。)に備え付け、かつ、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、必要に応じて、広報紙への掲載その他の方法により、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案及び資料を公表するときに意見等の提出期限及び提出方法を明示するものとする。

2 実施機関は、前項に規定する提出期限を定めるに当たっては、市民等が政策等の案及び資料についての意見等を提出するために必要な時間等を勘案し、公表の日から起算して30日間程度の期間を確保するよう努めるものとする。

3 第1項に規定する提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

4 実施機関は、意見等を提出しようとするものの氏名又は名称及び住所の記載を求めるものとする。

(意見等の考慮及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の立案に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の立案に係る意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第5条各号に規定する非開示情報に該当するものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

- (1) 提出された意見等(提出がなかった場合はその旨)又はそれらを要約・整理したもの
- (2) 提出された意見等に対する市の考え方
- (3) 政策等の案を修正したときにあっては当該修正の内容

3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、パブリックコメント手続に類する手続を経たものについては、この告示の規定は、適用しない。

市民の声（令和2年度 広聴年報）

令和3年12月

発行：岡山市 市長公室 広報広聴課

〒700-8544

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：（086）803-1025

FAX：（086）803-1731

E-mail：shisei@city.okayama.lg.jp